

2004（平成16）年2月9日

防衛施設庁
長官 山中昭栄 殿

審査請求人
氏名 土田 武信

審査請求書

以下のとおり審査請求をします。

1．審査請求人の氏名、年齢及び住所

氏名： 土田 武信

年齢： X歳

住所： 902-8521 沖縄県那覇市国場555 沖縄大学 I号館202号室気付

2．審査請求に係る処分

那覇防衛施設局長による、2004（平成16）年1月16日付け（施那第119号〔AGP〕）「行政文書開示決定通知書」における「専門家についての資料」および「専門家からの助言内容一覧」にかかる開示決定処分

3．審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2004（平成16）年1月19日（月）

4．審査請求の趣旨及び理由

那覇防衛施設局が不開示とした部分は、前述の「専門家についての資料」および「専門家からの助言内容一覧」文書における専門家五名の氏名である。

ところで、私は、行政側は、ほんらい、一般に、行政の意思決定過程について、広く一般国民に対して説明責任を果たす法的、道義的義務を負っていると考えます。この義務は、主権在民（国民主権）の趣旨からも、行政側の当然の責務であり、情報公開制度も、その趣旨に沿ったもののはずである。また、行政側は、国民（市民）のいわゆる「知る権利」（基本的人権）に対し、ていねいに対応すべき法的、道義的義務を負っているはずだ。

開示されないのは、市民（国民）一般の個人情報にかかる氏名ではなく、専門家の氏名である。

とくに、今回の不開示部分にかかる行政文書は、環境影響評価法（アセス法）の趣旨に関連する文書であるところ、私も、アセス法の本質は、事業者の意思決定過程の透明化（説明責任の履行）にあるのだから、五名の氏名を開示すべきなのは、なおさらのことであると考えます。

したがって、この度の不開示決定処分は、行政一般の原則や、アセス法の趣旨に著しく逸脱するものと考えられるからである。

なお、本審査請求の趣旨及び理由については、必要に応じて、今後とも、補充するよう努めたい。

5．処分庁の教示の有無及びその内容

審査請求人の問い合わせに対して、不開示部分について不服がある場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛施設庁長官に対して審査請求（異議申立て）をすることができる旨の、口頭および文書による教示があった。